

聖籠町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第13号

聖籠町税条例等の一部を改正する条例

(聖籠町税条例の一部改正)

第1条 聖籠町税条例(昭和35年聖籠町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第44条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第47条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第9条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(聖籠町税条例及び聖籠町入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 聖籠町税条例及び聖籠町入湯税条例の一部を改正する(平成27年聖籠町条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第87条第1項の項中「第34号の2様式」を「法施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第87条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「法施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第87条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「法施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第87条第4項の項中「第34号の2様式」を「法施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第89条の2の項中「第89条の2」を「第89条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第89条の2の項の項中「第89条

の2」を「第89条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第89条の2の項の項中「第89条の2」を「第89条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第89条の2の項の項中「第89条の2」を「第89条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の聖籠町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。